科目名	債権法総論Ⅰ　　Civil Law：Obligations						
科目担当者	明石 真昭　　AKAISHI Masaaki						
単位数	2	配当年次	2年	授業形態	講義	開講学期	前期
履修学部・学科［区分] 他学部他学科履修	法学部・法律学科［専門教育科目　専門科目］ 他学部他学科履修〇					ディプロマポリシーとの関連	(1)(3)
授業の概要	本講義では、民法第三編「債権」のうち、第一章「総則」を扱います。レジュメを用い、基本的知識を確認し、重要論点については判例等を用いて具体的に解説していく予定です。 「債権法総論」は、契約等の債権発生原因とは無関係に、発生したすべての債権に共通する事柄に関する規律です。「債権法総論Ⅰ」では、借主がお金を返さない・売主が買った物を引き渡さない、というような場合にどのような方法でこれを実現するか、等に関する規律を勉強していきます。債権法総論Ⅱはこの続きとなります。 なお、授業計画に沿って進めていきますが、状況に応じて進度が変わる場合があります。						
授業の到達目標	①債権法総論の内容について、基礎的な用語・知識を理解することができる。 ②具体的な事例において、その問題点を把握し、それをどのように解決すべきなのか、条文をもとに判例・学説を踏まえて自分の考えを論じることができる。						

授業計画・内容		
	1	イントロダクション、債権法の全体構造
	2	債権の目的、特定物債権、
	3	種類債権、金銭債権
	4	利息債権、選択債権
	5	現実的履行の強制
	6	債務不履行による損害賠償１（履行遅滞）
	7	債務不履行による損害賠償２（履行不能）
	8	債務不履行による損害賠償３（不完全履行）
	9	債務不履行による損害賠償４（損害賠償①）
	10	債務不履行による損害賠償５（損害賠償②）
	11	債務不履行による損害賠償６（受領遅滞）
	12	債権者代位権１（意義、要件）
	13	債権者代位権２（効果、債権者代位権の転用）
	14	詐害行為取消権１（意義、要件）（要件、効果）
	15	詐害行為取消権３（効果）

授業外学修 (事前学修)	教科書の対象範囲を読み、不明な点を明らかにしておく（毎週１時間程度)。
授業外学修 (事後学修)	教科書やレジュメを参照して、授業内容を復習する（毎週１時間程度）。 レポートを作成する（前期 30 時間程度、後期 30 時間程度）

成績評価方法・評価比率・到達目標との対応	成績評価方法	評価比率	到達目標との対応
	定期試験 レポート	80% 20%	①、② ①、②

成績評価基準	秀：（評点 90 点以上）到達目標を極めて高い水準で達成している場合 優：（評点 80 点～89 点）到達目標を高い水準で達成している場合 良：（評点 70 点～79 点）到達目標を一定の水準で達成している場合 可：（評点 60 点～69 点）到達目標を最低限の水準で達成している場合 不可：（評点 60 点未満）到達目標に達していない場合
教科書	新・マルシェ債権総論（嵯峨野書院） 六法→コンパクトなもので良いので必ず最新版を用意し、持参してください。
参考文献	①民法判例百選Ⅱ債権 第９版（有斐閣） ②新基本法コンメンタール債権１（日本評論社） ※その他、必要に応じて授業内で指示します。
その他	金融業や取引に興味のある学生にお勧めです。また、債権回収という観点からは「物権法」、契約等の債権の発生原因について知るという観点からは「債権法各論」を併せて受講すると良いと思われます。具体的な訴訟・権利実現の手続きについては、「民事訴訟法」「民事救済手続法」を受講すると良いでしょう。